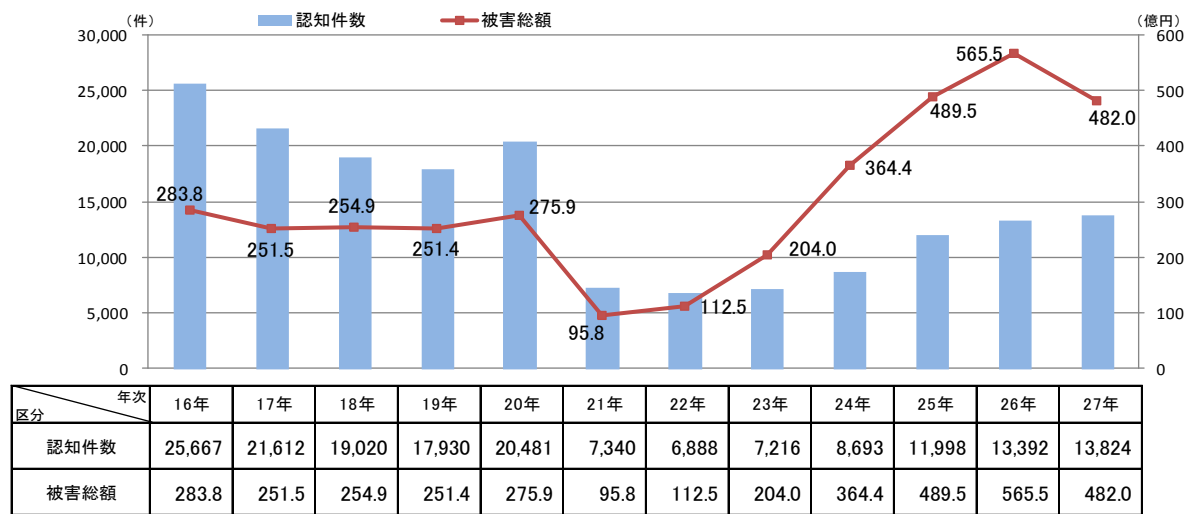


平成27年の特殊詐欺認知・検挙状況等について（確定値版）

1 特殊詐欺全体

(1) 特殊詐欺の認知状況

- 認知件数は13,824件（前年比+432件、+3.2%）、被害額は482.0億円（-83.5億円、-14.8%）で、被害額は減少に転じたものの、依然として高水準で推移。
- 既遂1件当たりの被害額は377.5万円（-77.0万円、-16.9%）。
- 首都圏1都3県における認知件数・被害額は大幅に減少したが、地方大都市圏の大阪、岡山、福岡などにおいては増加。

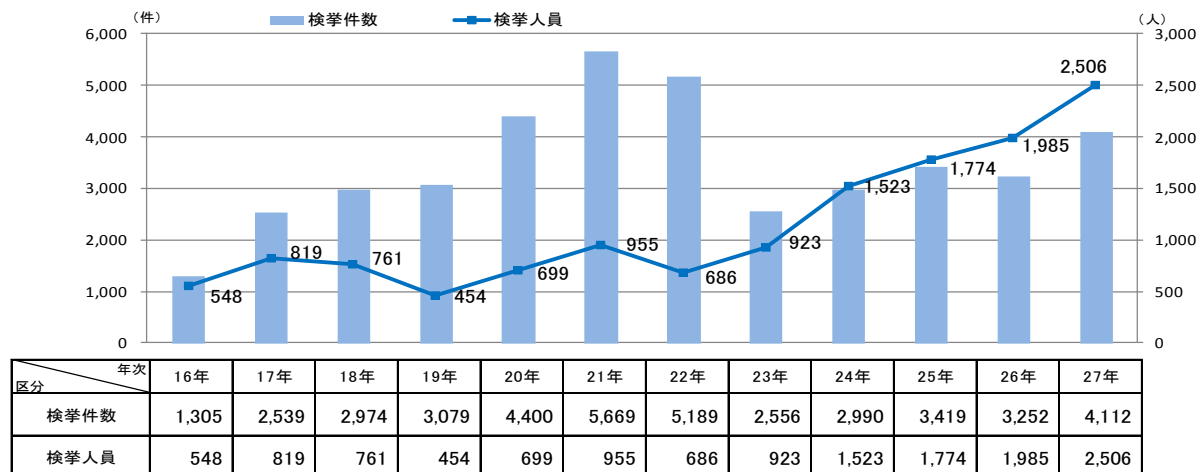


* 振り込み詐欺以外の特殊詐欺は平成22年2月から集計

(2) 特殊詐欺対策の推進状況

ア 取締りの推進

- 検挙件数は4,112件（+860件、+26.4%）、検挙人員は2,506人（+521人、+26.2%）で、いずれも23年以降で最多。



* 振り込み詐欺以外の特殊詐欺は平成23年1月から集計

- 60箇所 (+19箇所) の犯行拠点を摘発、343人 (+177人) を検挙。

【犯行拠点の内訳】

東京 (23区内)	東京 (23区以外)	埼玉	千葉	神奈川	岡山	福岡	賃貸 マンション	賃貸 オフィス	ホテル
45	2	4	4	3	1	1	33	25	2

- 現金・キャッシュカード手交型、現金送付型の事案に対して、現場設定により、受け子等1,005人 (+154人、+18.1%) を検挙。

【コラム】特殊詐欺の受け子等の起訴率

警察庁では、27年1月から12月までに、特殊詐欺事件捜査の現場設定で検挙されたいわゆる「受け子」等被疑者（少年を除く。）について、その処分結果等を調査した。その結果、

- 被疑者として逮捕された790人の多くが逮捕の段階で否認している。
- しかし、最終的には606人が起訴されており、起訴された者の比率は76.7%に上っている。

ことが判明した。

※参考・・・26年における刑法犯の起訴率は38.5%、詐欺の起訴率は55.0%である。

(出典：法務省「平成26年検察統計年報」)

イ 犯行ツール対策の推進

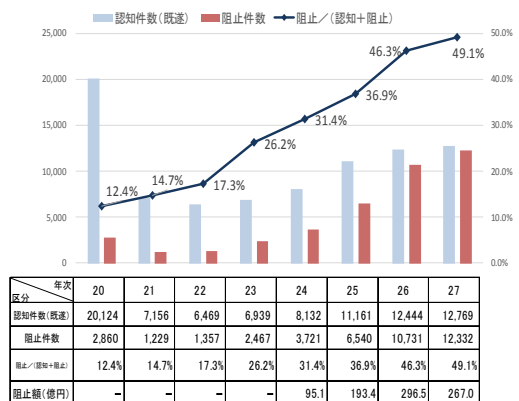
- 架空・他人名義の預貯金口座や携帯電話等が特殊詐欺に悪用されていることから、これらの流通を遮断し、犯行グループの手に渡らないようにするため、預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する犯罪の検挙を推進。
- 犯行ツールの無力化を図るため、携帯電話事業者に対する犯行に利用された携帯電話の契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等を実施。

【コラム】犯行に悪用されるレンタル携帯電話の無力化

特殊詐欺を敢行する犯行グループの多くが、自己への捜査を免れるためにレンタル携帯電話を悪用する実態が認められることから、特殊詐欺を始めとする各種事件捜査の過程において貸与時の本人確認義務違反が認められるレンタル携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否が行われるよう携帯音声通信事業者に情報提供を行うことにより、犯行に悪用されるレンタル携帯電話の無力化を推進している。27年中の役務提供拒否に関する情報提供は、13,162件であった。

ウ 予防の推進

- 特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用して、電話、訪問等による注意喚起を個別に実施。
- 被害者から犯行グループに被害金が渡るのを阻止するため、金融機関、郵便・宅配事業者、コンビニエンスストア等に対して、声掛けや通報を依頼。これによる阻止件数(12,332件)、阻止率(49.1%)は、20年以降で最高。



※ 平成22年以前のデータには振り込み詐欺以外の特殊詐欺は含まない。

2 高齢者の資産を標的とした特殊詐欺

(1) 高齢者率の状況

- 高齢者（65歳以上）被害の特殊詐欺の件数は10,641件（+68件、+0.6%）で、その割合（以下「高齢者率」という。）は77.0%（-2.0P）。
- 類型別では、オレオレ詐欺（94.5%（+2.3P））、還付金等詐欺（93.6%（+0.1P））、金融商品等取引名目の特殊詐欺（85.4%（-2.1P））で高い高齢者率。

(2) 重点3類型への対策の推進状況

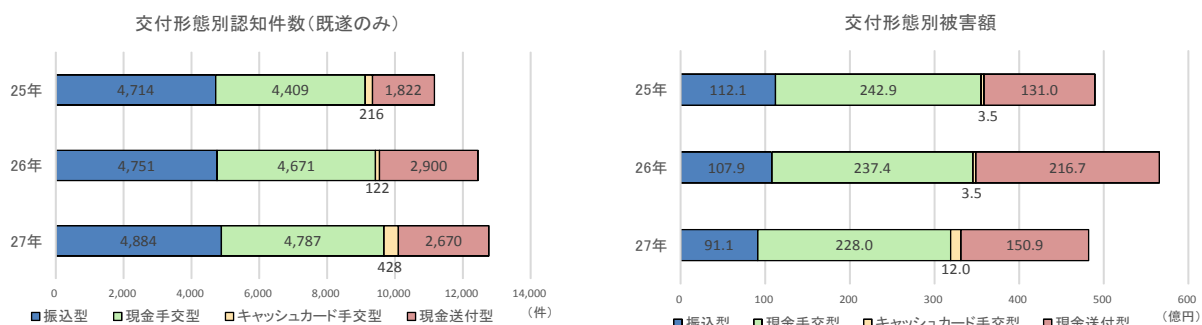
- 特に高齢者率の高い重点3類型（オレオレ詐欺、還付金等詐欺及び金融商品詐欺^{*}）の認知件数は10,117件（+449件、+4.6%）、被害額は356.5億円（-40.7億円、-10.2%）で、それぞれ特殊詐欺全体の73.2%（+1.0P）、74.0%（+3.7P）。
- 金融商品詐欺は認知件数、被害額とも減少したが、オレオレ詐欺、還付金等詐欺はいずれも増加。
- 重点3類型の検挙件数3,299件（+475件、+16.8%）、検挙人員2,003人（+304人、+17.9%）。
- 高齢者等に対し、重点3類型に焦点を当てた注意喚起等も実施。

※ 「金融商品詐欺」は、金融商品等取引名目の特殊詐欺にこれと類似した架空請求詐欺を加えたもの。

3 被害金交付形態別の認知・検挙状況

(1) 被害金交付形態別の認知状況

- 現金送付型の認知件数（既遂）が2,670件（-230件、-7.9%）、被害額が150.9億円（-65.8億円、-30.4%）でいずれも前年比で減少。



(2) 現金送付型対策の推進

- 平成26年中、現金送付型の被害が急増したことから、被害金送付先における被疑者の検挙を大幅に強化。227箇所（+195箇所）において244人（+207人）を検挙。送付先のうち、空き室が96箇所、私設私書箱（自称を含む。）が65箇所。
- 被害金送付先として悪用された住所のリストを警察庁ウェブサイトで公表するとともに、郵便・宅配事業者に提供。被害金送付先リストの活用等により、443件（-454件）、8.3億円（-11.4億円）の被害を未然に防止。
- 送付元となるコンビニエンスストア、宅配事業者の営業所等との連携を強化し、被害金在中の荷物を見抜くための具体的な着眼点を示すなど、受付時における声掛け、通報の依頼も強化。
- 送付先として、集合住宅の空き室が悪用される事案が多発していることから、警察庁では、国土交通省とも連携し、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（ちんたい協会）等の不動産関係団体に対し、空き室の鍵の管理の徹底、集合ポストへの投函防止等の対策について協力を依頼。

- 都道府県警察において、関係団体と連携し、空き室の集合ポストに「配送厳禁 特殊詐欺対策中」と記載したシールを貼付するなどの取組を推進。
- シルバー人材センターの職員を名のり、荷物を預かる仕事と称して、高齢者の個人宅を送付先とし、バイク便等で回収する手口も発生。公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会等と連携した注意喚起を実施。

(3) 手交型対策の推進

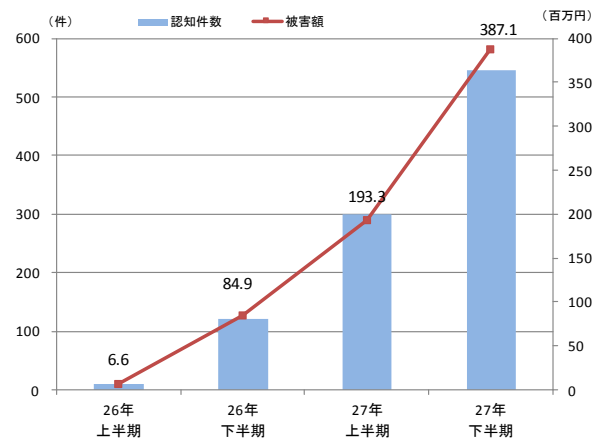
- 手交型事案については、引き続き、「だまされた振り作戦」の実施を徹底。
- 地方から首都圏等まで、飛行機や新幹線を利用して届けさせる手口のオレオレ詐欺も発生しているが、こうした手口に対しても取締りを強化。航空会社や鉄道会社と連携した未然防止対策も推進。

(4) 振込型対策の推進

- 一日当たりATM利用限度額の引下げを金融機関等に求めており、27年中は、18金融機関において利用限度額の引下げを実施。

(5) 電子マネーで支払わせる手口への対策

- 有料サイト利用料金等名目の架空請求詐欺等において、コンビニエンスストア等で電子マネー（プリペイドカード）を購入させ、そのIDを教えるよう要求して、カードの額面分の金額（利用権）をだまし取る手口が急増。高齢者以外（10～50歳代）でも被害に遭いやすい手口。
- 警察庁では、こうした手口の特殊詐欺の被害を防止するため、警察庁ウェブサイトにて注意喚起を行うとともに、独立行政法人国民生活センター、一般社団法人日本資金決済業協会等と連携し、チラシ等による広報啓発を推進。
- 都道府県警察では、チラシや防犯メール等による注意喚起を行うとともに、コンビニエンスストア等に対し、高額な電子マネーを購入しようとする客への声掛けを依頼するなど、被害防止対策を強化。



*1 被害者が電子マネー（電子的なデータのやりとりによって現金と同様に決済を行うことができるサービス）を利用した被害
 *2 複合型交付形態の場合、電子マネーを主たる被害とするものについて、電子マネーの被害金額のみを計上し、従たる交付形態の被害金額については含まない

	26年上半期	26年下半期	27年上半期	27年下半期
認知件数	11	121	301	547
被害額	6.6	84.9	193.3	387.1

4 今後の取組

(1) 犯行グループの摘発強化

ア 犯行拠点の摘発

- 犯行拠点の摘発実績が大きく向上しており、引き続き、全国警察を挙げて摘発を強化。
- 27年4月1日から「匿名通報ダイヤル」の対象事案に特殊詐欺を追加（12月末までに特殊詐欺の通報として185件受理）しており、同制度の運用も含め、犯行拠点や犯行グループに関する情報収集を強化。

イ 現場検挙等の徹底

だまされた振り作戦等による現場検挙や送付型事案に対する捜査を徹底し、引き続き、犯行グループに対する取締りを推進。

(2) 犯行ツール対策

- 捜査の過程においてレンタル携帯電話事業者による貸与時の本人確認義務違反の事実が判明したときは、携帯音声通信事業者に対する情報提供を積極的に行い、レンタル携帯電話の無力化を推進。
- 悪質なレンタル携帯電話事業者等に対する取締りの徹底。

(3) 関係事業者等との連携強化

ア 金融機関、郵便・宅配事業者等との協働による被害阻止

- 被害金の原資のほとんどが預貯金であることから、金融機関による預金小切手を活用した被害防止対策（いわゆる「預手プラン」。27年12月末現在46都道府県で導入）を含め、金融機関との連携を更に強化。
- 送付型事案については、郵便・宅配事業者、コンビニエンスストア等と連携し、被害金の配達を阻止するための取組を引き続き推進。

イ 不動産関係団体等との連携強化

不動産関係団体等と連携し、賃貸マンション・オフィス等が特殊詐欺の被害金送付先や犯行拠点として悪用されないための取組を強化。

ウ 電子マネー関連企業等との連携

増加する電子マネー型被害を防止するため、関連企業や関係省庁等と連携。

エ 自治体と連携した自動通話録音機等の普及促進

自治体と連携し、電話でだまされないための自動通話録音機等の普及を促進。